（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令の一部改正）

第九条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「南極海域」の下に「及び北極海域」を加える。

第六条の見出し中「スラッジ貯蔵装置」の下に「及びその配置の基準」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項第一号のスラッジタンクの総容量が三十立方メートルを超えるものを有する船舶であつて政令別表第一の五に掲げる南極海域又は北極海域（以下「極海域」という。）を航行するもの（極海域のうち厚さ〇・三メートル以上の海氷がある海域を航行するように設計されたものに限る。）については、スラッジタンクを外板から直角に測つた距離がいずれの箇所においても〇・七六メートル以上離れた場所に配置しなければならない。

第八条の見出し中「ビルジ貯蔵装置」の下に「及びその配置の基準」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項第一号のビルジタンクの総容量が三十立方メートルを超えるものを有する船舶であつて極海域を航行するもの（極海域のうち厚さ〇・三メートル以上の海氷がある海域を航行するように設計されたものに限る。）については、ビルジタンクを外板から直角に測つた距離がいずれの箇所においても〇・七六メートル以上離れた場所に配置しなければならない。

第十七条第一号中「すべて」を「全て」に改め、同条第五号中「のタンカー」の下に「（極海域を航行するもの（極海域のうち厚さ〇・三メートル以上の海氷がある海域を航行するように設計されたものに限る。）については、六百トン未満のものを含む。）」を加え、同号イ中「すべて」を「全て」に改め、「超えないもの」の下に「であつて極海域を航行するもの以外のもの」を加える。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部改正）

第十条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十二号様式国際油汚染防止証書（ＩＯＰＰ証書）の追補油タンカーの構造及び設備に関する記録７の次に次のように加える。

8　極海コードⅡ－Ａ部第１章の適合

Compliance with part Ⅱ－A－chapter 1 of the Polar Code

8.1　この船舶は、極海コードの序章及びⅡ－Ａ部第１章1.2の環境に係る規定の追加要件に適合している。

The ship is in compliance with additional requirements in the environment-related provisions of the introduction and section 1. 2 of chapter 1 of part Ⅱ－A of the Polar Code.　□

第十二号様式国際油汚染防止証書（ＩＯＰＰ証書）の追補油タンカーの構造及び設備に関する記録５中

「5.7.6　この船舶は、第３規則６の規定により第28規則６の要件を免除されている。復原性は次の方法によつて検証される。

The requirements of regulation 28.6 are waived in respect of the ship in accordance with regulation 3.6. Stability is verified by the following means:　□」

を

「5.7.6　この船舶は、第３規則６の規定により第28規則６の要件を免除されている。復原性は次の方法によつて検証される。

The requirements of regulation 28.6 are waived in respect of the ship in accordance with regulation 3.6. Stability is verified by the following means:　□」

に

改め、同記録10の次に次のように加える。

11　極海コードⅡ－Ａ部第１章の適合

Compliance with part Ⅱ－A－chapter 1 of the Polar Code

11.1　この船舶は、極海コードの序章及びⅡ－Ａ部第１章1.2の環境に係る規定の追加要件に適合している。

The ship is in compliance with additional requirements in the environment-related provisions of the introduction and section 1. 2 of chapter 1 of part Ⅱ－A of the Polar Code.　□

（船舶機関規則の一部改正）

第十一条　船舶機関規則（昭和五十九年運輸省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第二項中「船舶」の下に「又は極海域航行船（船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）第二条第六項に規定する極海域航行船をいう。）であつて海氷がある海域を航行する船舶」を加える。

第六十九条の二中「以上」の下に「（極海域（船舶設備規程第二条第六項に規定する極海域をいう。以下この条において同じ。）を航行する船舶（極海域のうち厚さ〇・三メートル以上の海氷がある海域を航行するように設計されたものに限る。）にあつては、三十立方メートル以上）」を加える。

第九十六条第四号ホ中「（昭和九年逓信省令第六号）」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十九年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条　施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶（以下「現存船」という。）については、第一条の規定による改正後の船舶設備規程第百十五条の二十三の三第三項及び第百四十六条の二十三第二項、第二条の規定による改正後の船舶区画規程第四十二条の二、第六十六条、第百二条の七の二、第百二条の十六第二項及び第百九条第四項、第四条の規定による改正後の危険物船舶運送及び貯蔵規則第二百四十六条第五項及び第三百十三条第五項、第九条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令第六条第三項、第八条第三項及び第十七条第五号並びに第十一条の規定による改正後の船舶機関規則第六十九条の二の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2　現存船については、この省令による改正後の船舶設備規程（第百十五条の七第二項、第百十五条の二十三の三第三項及び第百四十六条の二十三の規定を除く。）、船舶復原性規則、危険物船舶運送及び貯蔵規則（第二百四十六条第五項及び第三百十三条第五項の規定を除く。）、船舶安全法施行規則、船舶救命設備規則、船舶消防設備規則及び船舶機関規則（第六十九条の二の規定を除く。）の規定にかかわらず、当該船舶について平成三十年一月一日以後最初に行われる定期検査、第一種中間検査又は第二種中間検査（船舶安全法施行規則第二十五条第三項に規定する準備を行うものに限る。）の時期までは、なお従前の例によることができる。

3　現存船であつて施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前二項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

4　昭和六十一年七月一日前に建造され、又は建造に着手された極海域航行船（第一条の規定による改正後の船舶設備規程第二条第六項に規定する極海域航行船をいう。）に備え付けている救命艇については、平成三十年一月一日以後最初に行われる定期検査、第一種中間検査又は第二種中間検査（船舶安全法施行規則第二十五条第三項に規定する準備を行うものに限る。）の時期以後は、船舶設備規程等の一部を改正する省令（昭和六十一年運輸省令第二十五号）附則第五条第一項の規定は、適用しない。